

〔寶曆集成絲綸錄十七〕寛延二巳年五月

近來男女ニ不限、青紙張之日傘指候者多ク相見候、人込等之場所ニ而も不宜、其上異成者候間、不可然事三候、右體之儀相止候様可致旨申渡ス。

寛延三年八月○略中

一去年中も申渡候、菅笠之代り、青紙にて、張候小傘をさし候者、今以有之候彌以可爲無用候、右之趣町中之者共、急度相守可申候、若風俗不宜候者於有之者、奉行所ガ急度答可有之候間、兼而申聞置候、主人者勿論、召仕又者、商賣人、職人、并手間取、日用稼致し候者共迄、此旨急度可相守候。

八月

寛延三年八月○略中

一此間申渡置候青紙張之日傘之儀彌以無用可致候、此以後不相用者有之におるては、奉行所ガ嚴敷可咎旨申渡。

八月

〔承久軍物語三〕六月三〇年承久八日とりのこくに、日吉のやしろに御かうなる略中一るんは御なしの下にはらまきをめし、御きばにめして、ひがさをさしかく。

〔明良洪範續篇二〕慶長年中、秀頼公ト神君ト御對顔有リ、其時秀頼公太坂城ヨリ神君ノ御在所二條ノ城入行ク途中、加藤清正ト淺野長政ト高股立チニテ、秀頼公乗輿ノ左右ニ附キタリ、二條ノ城ヨリ御迎ヒトシテ、神君ノ御子息義直卿、賴宣卿御兩人、途中迄出ラレシガ、日傘ヲ用ヒラレシヌ、清正見テ、無禮ニ候、其日傘ヤメラヒ候ヘトテヤメサセケル。

〔當世武野俗談〕踊子ゑもんおてるお縁、江戸中おどり子と云女有て、立花町、難波町、村松町を第一として所々に有略中其内、元文の頃は、江戸中おどり子と云女有て、立花町、難波町、村松町を第一として所々に有略中其内、